

総務常任委員会

(平成24年7月12日)

早川新平委員長

おはようございます。

ただいまより総務常任委員会、休会中の所管事務調査として入札制度についてとり行わせていただきます。

なお、毛利委員のほうは所用のため、きょうは欠席という連絡が入っております。

ただいま、冒頭にもお話しさせていただきますが、議長のほうが11時ぐらいに公務という形で途中退席をさせていただくことを報告させていただきます。

秦部長、ごあいさつのほうをよろしく願います。

秦総務部長

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の休会中の所管事務調査では、入札制度を取り上げていただくわけですが、さきの6月議会におきましても、さまざまな入札につきましてご報告申し上げる中で、特にくじによる落札者の決定が非常にふえておることについてなど、さまざまご指摘をいただいております。

本日につきましては、現行の入札制度につきまして、制度の変遷や、あるいは近年の統計数字、それから、他都市との比較等も含めましてご説明申し上げ、委員の皆さん方からさまざまな角度からご意見をちょうだいしまして、今後の入札制度に生かしていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

早川新平委員長

お手もとに資料としてA4の4枚程度の入札制度、そしてその下の資料編というこの2部を配付させていただきました。

今、総務部長のほうからもお話がありましたけれども、本市においては、業者の方からも、ほとんどが抽せんになるということで、それについて総務常任委員会のほうでも審議をしていきたいなという形で、所管事務調査の議題というふうに上げさせていただきました。委員の皆さんから、これ、説明してもらわないかな。

渡辺調達契約課長のほうから、この資料についての説明をお願いいたします。

渡辺調達契約課長

調達契約課長、渡辺でございます。どうぞよろしく申し上げます。

今、委員長からご案内がございましたように、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

薄いほうでございますが、本日の大項目と申しますか、項目ごとに簡単な説明をさせていただいてございまして、その詳しい内容につきましては、資料編のほうでさらに深めて説明をさせていただくという形で進めさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、最初の薄い資料のほう、よろしく願いをいたします。

まず最初に、本市の入札制度の変遷ということでございます。

本市の入札制度につきましては、これまで入札の透明性、公正性、それから競争性、これを高めることを目的としまして、数々の改善に取り組んでまいりました。

早速ですが、資料編でございます。1ページをめくっていただきまして、1ページと2ページでございます。

これまで、私ども、建設工事の数々の制度の変遷ということでまとめさせていただきました。これは、平成6年にスタートしてございますが、一般競争入札の施行を開始することでございます。このまとめ方としましては、一般競争入札に係るもの、それから、予定価格に関するもの、最低制限価格に関するもの、その他入札制度に係る改善点ということでまとめさせていただいております。

まず、一般競争入札につきましては、平成6年の施行を踏まえまして、平成9年度から1億5000万円以上を対象とするという施行を掲げまして、9月には、その金額を8000万円以上ということにしたところでございます。

平成12年度まで続きまして、平成12年度からは業種別に金額を分けまして、一般競争入札を進めてまいりました。

平成13年度につきましては、さらに設定金額を下げまして、7月から継続して行いました。その平成14年度でございますが、これ、現在と同じでございますけれども、建設工事については50万円以上、営繕工事については100万円以上ということでございますが、原則、すべて一般競争入札にするということで、現在に至っているということでございます。

2ページのところ、平成20年度でございますが、事後審査型の導入ということござい

ます。これにつきましては、従前、事前に業者さんから参加の申請書を窓口でちょうだいいたしまして、その参加の資格といたしますか、内容をちょっとチェックさせていただいて、当日参加をいただくという流れでございました。それを、落札された方だけの内容をチェックさせていただくということのやり方に変えさせていただいたというのが事後審査型というものでございます。

次に、予定価格の変遷でございますが、平成10年4月に、それまで事前も事後も公表しておりませんでした。4月に事後公表、入札が終わりまして、契約が終わってから事後公表を始めたということでございまして、導入後の1月には、事前の公表を試行的に行ったということでございます。平成13年5月からは、本格的に事前公表を実施したということで現在に至ってございます。

続いて、最低制限価格でございますが、平成10年度、予定価格と同様に4月に契約が終わってからの事後公表をしてございます。平成11年6月には、試行としまして事前公表をやりましたが、平成13年4月に、この段階で事前公表を取りやめてございます。

平成15年度、その最低制限価格の決め方でございますけれども、率を抽せんで決めるという方式を導入いたしました。これは後ほどご説明をさせていただきます。

2ページでございますが、平成20年度、それまでの率の抽せん方式から、変動型に変更しまして、新たに導入したということでございます。翌年の7月には、この変動型を、一部算出方法を変更いたしました。翌年平成22年4月から、現在の中央公契連モデルと言われる方式に見直しをしまして、現在に至っているということでございます。

その他の改善点としましては、平成9年度、談合情報に対応するマニュアルを作成し、入札調査委員会を設置いたしました。

平成12年度には、指名停止基準を改正したということでございます。

平成14年度に、地域補正というものを導入いたしました。この地域補正といたしますのは、前年の平成13年度の入札の結果から、工事につきましては、私どもが設定した金額の93%という落札の実績でございました。そのことから、地域補正ということで、設定金額に、最後93%を掛けあわせて最終の設計額を算出するという方式でございまして、その地域補正というのが平成14年度に導入をされたということでございます。あわせて、それまで面前で入札を行っていましたが、郵便による入札を導入したというのが平成14年度でございます。

平成15年度におきましては、それまでの調査委員会から監視委員会に改変をしたと。外

部委員の方のみの編成に変えたということでございます。

平成19年度でございますが、入札契約制度等改善検討委員会というものを設置させていただきました。これにつきましては、その当時、課題でありました地域補正の問題、それから、最低制限価格の算出の問題等がございましたので、外部の方も含めた委員会を設置しまして、平成19年度に検討したということでございます。

それにおきまして、平成20年度、変動型を導入するとともに地域補正を廃止し、かわって希望価格制度というものも導入しまして、あわせて総合評価方式も試行が始まったということでございます。

平成21年度におきましては、変動型によるいろんな弊害が出てきたということから、入札制度検討委員会という組織を、新たにまた設けまして、いろいろご議論をいただきまして、平成22年度の中央公契連モデルの導入に至ったということでございます。

変遷につきましては、以上でございます。

ちょっと戻っていただきまして、次、2番目でございます。現行の入札制度でございますが、先ほど来、途中にも出ましたが、現在、50万円以上の建設工事、営繕契につきましては100万円以上でございますが、入札参加機会の増大ということを目的に、一般競争入札を導入しております。あわせて、入札の方法につきましては、郵便入札を採用しております。

また、すべての入札におきまして、工事品質を担保するということから、最低制限価格制度を導入しておるということでございます。この最低制限価格と申しますのは、私ども発注者が、品質の確保のために必要と考えるます最低水準の価格をいまして、この価格を下回った場合は、その時点で自動的に失格になってしまうという制度でございます。

資料編をお願いします。

3ページ、4ページでございます。今現在の入札の主な流れを示させていただいております。3ページでございますが、まず、予算を審議いただいて、予算がついた後に、事業担当課に接見がございまして、500万円以上にものにつきましては、発注する前に入札参加資格審査会で審査がございまして、その後、指名競争入札、または一般競争入札を経まして契約までいくんですが、その途中の流れとしましては、業者さんからの質問書を提出いただく期限を設けまして、その回答をさせていただくと。郵便入札でございますので、郵便の送付の期限を設けさせていただいております。郵送の締め切り期限がございまして、私どもが郵便局にとりにいきまして、開札をすると。開札をしますと、業者さんが決まり

ますので、1週間以内に、500万円以上のものにつきましては、原則金銭保証をちょうだいしておりますので、その保証を確認させていただいた上で契約をするという流れでございます。

この中で指名競争入札と、一般競争入札でございますが、本市の競争入札につきましては、基本的には、私ども、採用しておりませんけれども、今現在、数件ございます。これは、主に鉄道関係の契約をするに当たりまして、近鉄さん、JRさん、三岐鉄道さんがございますが、特定の業者さんとの関係といたしますか、指定がございまして、そちらの業者さんの中で選ばせていただいておりますという形をとってございますので、その分につきましては、指名競争入札をさせていただいております。

続いて、4ページでございますが、その一般競争入札をするに当たりまして、業者さんに対して、私どものほうが公告をさせていただいております。これ、さきの議会で議論をいただきました新総合ごみ処理施設の造成工事の内容のものを参考に上げさせていただきました。工事名、工事場所、工事概要、それから工事期間、真ん中あたりですけれども、その工事に対する業者さんの参加資格といたしますか、条件をつけさせていただきます。

真ん中の下ら辺ですけれども、入札書の郵送の期間、開札日時、支払い条件、下のほうですが、予定価格、あわせて最低制限価格ということで表示させていただいております。現在、予定価格につきましては、事前公表をさせていただいております。最低制限価格につきましては、金額の事前公表はいたしておりません。

続いて、済みません、また戻っていただきまして、次に、その中の最低制限価格制度についてのご説明をさせていただきます。

この最低制限価格制度につきましては、平成20年度から導入しておりました、いわゆる変動型と呼ばれる方式を私ども、採用しておりましたが、平成22年度からは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、これ、中央公契連モデルと申し上げておりますけれども、その内容についての導入をいたしております。

現在の私どもの概要としましては、まず、最低制限価格の率の範囲が規定がございまして、予定価格の5分の3、60%から、20分の17、85%の範囲内ということで規定がございします。

具体的な算出方法につきましては、現在、中央公契連モデルということで、土木一式工事を参考に書いてございますが、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の

80%、一般管理費の30%、それぞれ設計書の各経費にそれぞれの率を乗じまして算出しているというのが今現在の方式でございます。

資料のほうをお願いします。6ページでございます。

私どもが、これまで最低制限価格の算出方法として取り組んでまいりました三つの内容について説明をさせていただきます。

平成15年4月からでございますが、平成20年3月まで2年間、率の抽せん方式という形を導入しております。これは、先ほどの公告のところに、最低制限価格の欄のところに、最低制限価格の率の幅を明示いたしまして、開札の当日、業者さんの立ち会い主さんにお越しをいただくんですが、その方に、それぞれくじを引いていただきまして、率をその場で決定した上で、予定価格に掛けまして金額が決まるという方式を採用しておりました。

3種類を見ていただきますと、予定価格1億5000万円ということで入れてございますが、例えば、公告の際に81.00%から82.99%というふうに明示をいたします。抽せんによりまして、1の位をA社、少数第1位をB社、少数第2位をC社の方がくじを引いていただくということに決まりますと、それぞれ引いていただきまして、例でいいますと、この場合、1の位が1、少数第1位が5、少数第2位が7ということで、81.50%と決まります。これに予定価格の1億5000万円を掛けまして1億2235万5000円、これが最低制限価格という方式をとってございます。

この制度のメリットとしましては、事前に最低制限価格の金額がわかりません。ですから、同額の抽せんというのがほとんど見られないというのがございます。

一方で、デメリットとしましては、予定価格がございまして、最低制限価格の率が出ておりますので、業者さんの積算努力というものが反映されないと。その結果として、業者さんが積算をせれずに入札に参加されるというふうなことがございました。あと、最低制限価格自体がくじで決定をされるというふうなご意見がございました。

その制度の次に採用させていただいたのが、平成20年4月から平成22年3月までの2年間でございますけれども、変動型でございます。これにつきましては、途中、平成21年7月に一部算出方式を変えてございますが、各業者さんの入札の金額の平均をとって最低制限価格を決めるというのが趣旨でございます。

算出例で申し上げますと、E社からJ社、それぞれ入札に参加いただきまして、まず、入札者の下位の1割、これをまず省きます。その上の業者さんの6割の業者さん、この平均をとりまして、これに0.95を掛けあわせまして算出をしていたという方式でございます。

これも算出例で申し上げますと、最終的に1億1870万円、これが最低制限価格になるという方式でございます。これは、いわゆる横須賀方式と呼ばれているものでございまして、四日市につきましても同様の方式を採用していたというものでございます。

その制度のメリットといたしましては、業者さんがそれぞれ実勢価格に基づいて見積もった価格をもとに算出されるという部分がございました。ただ一方で、価格競争が激化することによりまして、結果としまして、工事の品質低下が懸念されるという問題がございました。

それを受けまして、平成22年4月から現在に至りまして、中央公契連モデルという方式に変更させていただいたということでございます。これがそれぞれの積算の各経費のものにつきまして、一定の率を掛けまして算出されるわけですが、この場合でいいますと、1億2450万円、これが最低制限価格ということでございまして、この1億2450万円が予定価格の5分の3から20分の17、60%から85%に入っていればこの金額ですが、これが、例えば87%に当たりますと、自動的に85%になるという制度でございます。

このメリットとしましては、最低制限価格の算定根拠が明確であるということがあります。あわせて、業者さんがそれぞれ積算をされて計算されるということでございまして、積算能力が向上するということが考えられます。

一方で、計算上、最低制限価格、この算出ができやすいといいますが、算出ができますので、現在のような同額の抽せんが発生してしまうということがあります。算出ができない業者さんについては、職員に対するさぐり行為が発生する可能性もあるということでございます。

これまでは、市の最低制限価格の算出方法としまして、この10年ほどの間にこの三つの方式をとってまいりました。それぞれいいところ、悪いところといいますが、問題点がございまして、今現在の方式に至っているということでございまして、現在に至っては、同額のくじの落札が大きな課題になっているというのが現状でございます。

ちょっともとに戻っていただきたいと思えます。

今のは、私ども市の内容についてのご説明ですが、次、2ページでございます。

全国の市町村のダンピング対策及び最低制限価格の算定の状況というものを調べました。これは、毎年、国土交通省が入札契約適正化に基づく実施状況調査の結果についてというものを出してございます。その資料から抜粋したものでございます。その中の市町村の内容を抜き出しました。

ダンピング対策としまして、低入札価格調査制度のみを導入しているところが163、低入札価格調査制度と最低制限価格制度を併用しているというのが440、最低制限価格制度のみを導入しているのが865、いずれの制度も導入していない、未導入が254という結果でございます。

この中で、この低入札価格調査制度というものですが、最低制限価格につきましては、ラインを引きましても、それよりも下回りますと、自動的に失格という制度でございます。一方、低入札価格調査制度は、同様にラインを引くんですが、そのラインを下回った場合、応札された事業者さんが品質の管理、それから安全、それらについての内容を調査、審査した上でその内容が妥当であるということで判断できれば、そのラインを下回っていても落札契約になるという方式のものでございます。

現在、私どもは、この最低制限価格制度を採用しているわけですが、同じ最低制限価格制度を採用しているところを抜き出しますと、中央公契連モデル、この制度を使っているのが47.36%、独自のモデルを使っているのが22%、何を使っているか公表しないのが約3割という状況でございました。

次に、4番目でございます。今現在の本市の入札の状況ということでございます。資料のほう、7ページをお願いいたします。

平成21年度、22年度、23年度の工事の入札結果の一覧表でございます。まず下からですが、平成21年度、この部分、最低制限の変動型を採用しておりました。建設工事667件の発注がございまして、落札率が70.1%でございました。そのうち、667件のうち、抽せん件数が30件、率にしますと4.5%ということでございます。

翌年22年度、変動型から中央公契連モデルに見なおしをいたしました。605件のうち抽せん件数447件、率にしまして73.88%ということでございます。抽せん率が上がりますが、落札率につきましては、おおよそ10ポイント、81.8%に上がってございます。

さらに昨年度、平成23年度でございますが、落札率はほとんど変わってございません。抽せん率が82.92%ということで、平成22年度よりもさらに10ポイント近く上昇したというのが現状でございます。

次、8ページでございますが、その中で、主な業種だけピックアップをいたしました。

(1) 土木一式工事、(2) 建築一式工事、(3) 舗装工事でございます。

土木一式工事、本庁だけちょっと申し上げますと、平成21年度は9.1%の抽せん率になったものが、平成22年度には91%、平成23年度にいたっては97%まで上がったということ

でございます。

一方、建築一式工事につきましては、平成21年度に5.4%、平成22年度は上がりまして、17.9%、平成23年度については7.4%という結果でございます。

あと、舗装工事につきましては、平成21年度0.9%、ほとんどございませんでしたが、平成22年度には96.2%、平成23年度には1件を除いた98.7%がくじで決定しているというのが現在の実態でございます。

次に、他市の状況についてでございます。他市の状況について、一部調査をいたしましたので、その報告をさせていただきます。資料編の9ページをお願いします。

中部地方、それから、近畿地方の中の中核市、それから特例市、人口規模のところから抽出しまして、聞き取り調査を行いました。最低制限価格でございますが、最低制限価格を決めるに当たりましては、予定価格が重要な関連がございますので、予定価格の状況、事前・事後の公表の状況、それから、最低制限価格の内容、これをあわせて聞き取ったものでございます。

ここの中で、最低制限価格の真ん中あたりでございますが、抽せん落札率というところの表現がございまして、例えば、豊橋市さんですと、抽せんはほとんどないという返事でございます。中部地方はそういう都市が多かったです。関西のほうを見ますと、逆にほとんどが抽せんというのがございました。この結果を受けまして、ほとんど抽せんがないというところの内容について、もう少し深く調べてまいりました。

まず、富山市さんでございますが、富山市さんは、130万円から2000万円までは指名競争入札で入札を行っております。2000万円以上が一般競争入札ということでございます。その中で、130万円以上すべて低入札価格調査制度というものを導入しておりまして、低入札になった場合にはすべて調査をするという方式をとってございます。入札結果なんかを拝見しますと、指名競争入札の結果につきましては、ほとんどくじはございません。落札率を見ますと、およそ90%から98%ぐらいの間で落札されているという結果でございました。

それと、低入札価格調査制度で、ここはちょっと制限を加えていまして、低入札になった場合に調査をいたしますが、これが決定されるまでについては、他の工事も低入札になった場合には、すべて無効にすると。あわせて、低入札で最終的に落札をされたという場合については、その後のすべての入札の低入札を無効にするというふうな制限を加えているということでございました。

次、長野市でございます。長野市は、最低制限価格の内容については非公開ということで、抽せんの落札率は、聞きましたら、ちょっとなんというそんな感じの返事でした。調べますと、よく似ているところがございます、100万円から1000万円までが指名競争入札でございました。1000万円を超えて、1億円までが事後審査型の一般競争入札、1億円以上になりますと、もっと本格的にといいますか、一般競争入札をそれぞれやっていくと。段階的、段階的にそれぞれの制度を加えているというふうな内容でございました。1000万円以上につきましては、すべて低入札価格調査制度を導入するというところでございました。

こちらの入札結果を見ますと、ほとんど低入札価格調査でした。そういう状態の中での落札を通じているということでございました。

引き続き、次は岐阜市でございます。岐阜市は、130万円以上から2500万円までは指名競争入札でございました。それ以上は一般競争入札ということでございまして、指名競争入札につきましては、最低制限価格を採用しておりまして、一般競争入札につきましては、低入札価格調査制度を採用するというような方針でございまして、その指名競争入札の結果を拝見しますと、先ほどの富山市さんと同じような状況で、90%を超えるような落札がほとんどであったというふうな実態でございます。

次、豊橋市さんにつきましては、最低制限価格を設けております。あわせて、低入札価格調査制度も設けておりまして、事前の審査会におきまして、個別案件ごとにどちらの制度を導入するかということを決めておるということでございましたが、指名競争入札はほとんどございません。一般競争入札でございます。ただ、予定価格について、1000万円以上につきましては、事後公表にすると。それを下回るものについては事前公表というふうな方針をとってございました。

岡崎市さんですが、130万円以上はすべて一般競争入札、一部指名競争入札はありますが、もうほとんど一般競争入札でございます。ここ、ちょっと変わったやり方をやってみまして、最低制限価格を採用しておりますが、それを下回ったものが1社あった場合について、独自の計算式で計算しまして、その計算式内であれば、下回った方でも落札という方式をとってございます。下回った業者さんが2社以上の場合は、平均をとった数字をもって、下回っていたとしてもその業者さんが落札という方式をとってございました。それを拝見したときに、私どもでいうと、変動型をやっていましたが、それに近いような形でやっておりました。

次、金沢市でございますが、金沢市は130万円以上、すべて一般競争入札でございます。3000万円を区切りに、最低制限価格が低入札価格調査制度に変わっております。この特徴があるのは、最低制限価格が1円単位まで算出をされております。そのためですか、くじというものはほとんどございませんでした。

次、豊田市でございますが、豊田市につきましては、130万円以上が一般競争入札でございます。最低制限価格制度を導入しているということで、その算出方法については非公表ということで聞いております。

あと、最後に津市でございますが、津市は、算出方法は非公開ということでございますけれども、基本的には中央公契連モデルを使ってございます。計算をした最後に増減調整ができるという内部的な決まりがどうもあるみたいで、最後に係数を掛けて、増減ですので、1.00幾つを掛けたりとか、0.99幾つを掛けたりとかして、最低制限価格を最終的に算出するという方式をとってございます。

抽せんはほとんどないというところの内容につきましては、低入札価格調査制度を導入しているところが多うございます。一方で、価格の比較的小さな案件については、指名競争入札も併用するというところが、お話をお聞きした中では一番多うございました。

この中で、予定価格につきましてですが、各都市によって、事前公表もあれば、事後公表もございます。私どもは事前公表ということでやらせていただいておりますが、それぞれのメリット、デメリットを考えますと、私ども、事前公表をやっているメリットとしましては、入札の透明性が高まると、そういうのは談合の防止につながるのではないかという考え方の一つでございます。

それと、もともと積算するのが難しいという業者さんも中にはいると思いますので、そういう業者さんからの不正なさぐりといえますか、そういう行為を未然に防止するというふうな側面もございます。

それと、各社さん、それぞれ公告を出しますと、ご自分のところの実行予算を組まれるということで、これに参加する、しないという判断を比較的しやすくしているのかなというふうなことも私は考えております。

一方で、事前公表をすることによりまして、業者さんが、余り積算もせずに入札予算を出してしまうということも当然考えられます。それと、今はよく言われるのが、予定価格を出しますと、そこから逆算をして、最低制限価格を導き出すといえますか、そういうふうなソフトもあるというお話も伺っておりますので、そういうことからの算出というよう

なものが容易になってしまうという面もデメリットとしてはあろうかと思えます。

一方で、事後公表ということになりますと、業者さんの積算能力ということが求められますので、そういう部分が向上するであろうということを思いますし、先ほどの逆計算ソフトというものができなくなるという部分がございます。

もう一方でデメリットということになりますと、事前公表に比べて、入札の透明性というものが少しは低下するのではないかと。あわせて先ほどのような不正なさぐり行為というものが発生してしまうのではないかと、そういう可能性があるのではないかというふうに私どもでは考えております。

それと、最低制限価格の現在の率という欄がございます。ずっと見ていただきますと、ほとんどが70%から90%ということで決められておりますが、中には85%から90%とか、80%から85%とかいうのがございますけれども、隣の桑名市さんが3分の2、66.6%から85%まで、私どもは、60%から85%ということで、今現在、決めさせていただいております。

なぜこの率かということなんですけれども、私も平成14年9月まで、工事、それから製造納期を、これらについて最低制限価格を設定しておりました。これは、地方自治法施行令の関係でそれに絞っておったんですが、平成14年に地方自治法の改正がございまして、その他の請負というのもできますというふうになります。それを受けまして、平成14年に工事に関するコンサルタント業務について、私どものほうで試行をいたしました。その試行をしたときに、50%を切るような落札の現状があったということから、60%から65%で規定をさせていただいております。

2年ほどの試行期間を経まして、平成17年にそれを本格的に導入したいというときに、その試行の制度、本格的に実践してみるにあたって、業者さんに定着をしているとの判断から、その率が5分の3から20分の17にさせていただいたということがございます。それで現在に至っております。

一方、国の場合は、最低制限価格制度というものが導入できない形になっておりまして、低入札価格調査制度しかございません。その場合に、一定の基準を決めるんですが、その基準が、平成21年4月に10分の7から10分の9に変更されました。それを受けて、各都市が70%から90%にあわせるような形で変更なされていると、ちょっと想像も入っていますが、そういう流れになっているというふうに私どもは考えてございます。

説明が長くなって済みません。

最後に総合評価方式でございますが、本市におきましては、平成20年度から試行ということにさせていただいております、5000万円以上のものから抽出という形で毎年行ってまいりました。これまでの内容を見た中でいろいろ検討を加えまして、説明のほうの資料の3ページでございます。下の表でございますが、総合評価方式対処工事基準というふうに書いてございます。平成24年度からは、それぞれの業者につきましては、一定の金額を定めまして、それ以上の物件については、基本的にもうすべて総合評価方式で取り組んでいこうということで、今現在、考えてございます。

ですから、ことし、平成24年度につきましては、概算でございますけれども、年間で十四、五本ぐらい対象案件が出てくるであろうというふうに今考えております。

済みません、次、資料編をお願いします。10ページ以降でございます。

総合評価方式の試行のガイドラインというものを毎年作成してございます。その12ページをお願いします。真ん中あたりですが、総合評価方式の種類ということで、特別簡易型、それから簡易型、この2種類で、私どもは、今現在運営をしております。

その内容につきましては、次のページの13ページをお願いします。

(4)の1ですが、特別簡易型につきましては、入札金額の価格評価点の配点を80点、それ以外の技術評価点、こちらを、配点20点とさせていただいております、簡易型については、価格を10点下げまして、技術評価点を10点上げているということで運営させていただいているというものでございます。

その13ページの真ん中よりやや下のところでございますが、その決定例というのがございます。今現在、予定価格を1万円ということで例がございまして、低入札価格調査基準価格、これ、現在の最低制限価格と同じ方式で求めておりますけれども、おおそよ、これ、8万円ということで引いてございます。その下に失格基準価格というのを設定しております、どこまで下に行ってもいいよということではなくて、ある程度、最低制限みたいな、これ以下というのは品質にかかわるとい判断の中から線を引かせていただいております、業者さんからいただく入札書、それから、事前にいろんな関係書類をちょうだいしまして、最終的に評点にしまして、評点の高い業者さんから落札候補者になっていくというふうな方式が総合評価方式でございます。

ちょっと飛びますが、27ページをお願いします。27、28ページでございますが、27ページが特別簡易型と呼んでいるものの評価をさせていただく項目の一覧でございます。28ページが簡易型と呼ばれる方式の評価をさせていただく項目の一覧でございます。

この違いはといいますと、28ページの簡易型のほうは、一番下の項目に技術力というのがございます。これを四つ、工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題とございますが、現場の状況とか、工事の内容によって、この中から二つの項目を選択いたしまして、業者さんにいろいろ創意工夫をちょうだいいたしまして、それを点数化していくというのが簡易型でございます。

一方、特別簡易型はそれがございません。一定の承認をいただいて、それをすべて評点化していきまして、最終的に業者さんを決めさせていただくというのが特別簡易型というものでございます。

次に、29ページをお願いします。総合評価方式の実施の一覧表でございます。

平成20年度から試行を始めまして、昨年、平成23年度までですべて、29件でございます。特別簡易型が18件、簡易型が11件ということの試行ということをさせていただきまして、これは5000万円以上の中から抽出をさせていただいたものを実施してきたというものでございます。本年度からは金額を決めてやっていきたいということでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。過去の本市の入札制度についての変遷ということを含めてご説明いただきました。今、お聞き及びのとおりに、中央公契連モデルは主流にはなっておるかなというところです。

説明の中でも、各自治体の中で抽せんがないところとあるところというのがあって、それにはそれなりのやっぱり理由があると。一番大事なのは、公共工事にして、安心、安全の担保をしなければならんのかなと。

一方で、業者のほうから見れば、抽せん落ちていくという現状を何とかしてほしいという実情もあります。

こういった中で、やはり過去は、本市はこういう形になってきたのかなというふうに感覚は思っていますけれども、平成22年度から中心にやっている中央公契連モデルがすべていいとは限りませんが、委員の皆さんからいろんなご意見をちょうだいしたいと思います。

森 康哲委員

抽せんによっていろんなふぐあいがあると思うんですけれども、もう少し具体的にどんな例があるのか教えてほしいんですけれども。積算をしないで業者が決定された場合、どんなふぐあいが出てくるのか。

渡辺調達契約課長

今現在、くじが多発しております、それも、最低制限価格と同額の入札金額を出されて、くじになっております。

基本的に私どもが考えますのは、積算されないと、普通は最低制限価格で入札書は書かれないというふうは思っておるんですけれども、ただ、そういう積算努力もされずという前提でいいますと、現場が本当にきちんとされるのかという、図面を見ずに入札に参加されて、現場も知らずに、現場の状況、それから、やろうとしている工事の内容とか、そういうものを十分把握されないと入札に参加されて、落札された場合に、現場の周辺の住民の方との関係とか、そういうものを含めてきちんと施工できるかという部分が一番の問題になるかというふうに思います。

森 康哲委員

そういう場合、ペナルティーというのは当然あると思うんですけれども、今までに入札停止とか、処分を受けた業者というのは、平成22年度以降、ありますか。

渡辺調達契約課長

今、ご指摘をいただいたくじによって決まったこと、そこから派生して、入札参加資格停止というのはございません。

森 康哲委員

ことしの1月の話なんですけど、ちょうど私の前の工事、側溝のやり直しの工事をやっていただいたんですけれども、ひどい業者で、事前の回覧板は回さない。工事日程もわからない。監督はいない。あげくの果てに、私のところ、酒屋の商売をやっているんですけれども、通行どめにして、私のところの駐車場、断りもなしに抜け道に使って、再三市のほうから指導していただいたにもかかわらず、最後まで工事をしてしまったと。地域住民の人からは、例えば、仮設トイレも置かずに立ち小便をしておったり、人の敷地内、民地

に、中に入って食事をしていたり、それはひどい業者だったんですけれども、そういうことがほかでもあるんじゃないかなと思うんですけれども、報告は受けていないんでしょうか。

渡辺調達契約課長

くじ云々とは関係なしに、今のお話というのは大事なことなんだと思うんですけれども、具体的に、そういう現場における業者の対応のまずさといいますか、住民の方に迷惑をかけるとか、そういうお話は、具体的に私どもは聞いてございません。

森 康哲委員

少なくとも、くじで決まった業者というのは地元業者でない可能性もあるわけですね。逆に言えば、地元業者なら、顔を知っている業者、近隣の業者を含めて、であるなら、そんなひどいことはせんと思うんですよ。全然知らない土地だからそういうことができるんだと思うんですけれども、その辺を入札に反映するような工夫というのは考えていないんでしょうか。

渡辺調達契約課長

一般競争入札を導入する前は、指名競争入札で対応させていただいていまして、そのときに、今、ご指摘があったような地域性を重視するという観点から、四日市の場合は、旧村合併の経緯がございませんので、各地区、各地区の中の業者さんからチョイスをさせていただいて、入札に参加いただいていたという経緯は確かにございます。

それが、一般競争入札とその談合云々の話もございまして、一般競争入札になったときに、その辺の考え方、当時は、私はちょっとおりませんでした、考え方をどこまで広げるのかというお話があると思います。

今現在、一つ例を申し上げますと、土木ですと、一番下のランクの業者さんは、A、B、C、D、EのEランクというのがございます。このEランクの業者さんは、四日市を北と南に分けまして、北におみえになる業者さんは北の現場しかできません。南は南しかできませんという線引きはございます。

ただ、AからDまでにつきましては、市内一円が対象となりますということがございます。ですから、今のご指摘を、そのまま今の制度、あくまで土木のお話ですけれども、住

所要件といいますが、その辺のところの絞り込み、これを二つじゃなくて四つにするとか、なかなかこれを、今の一つの地区ということになりますと、なかなかお互い、これまでの競争性の話もございますので、そこまではちょっと難しいかなと正直思うんですが、もう少し絞り方といいますが、今のご指摘を考えますと、そのところかなという感じはいたします。

森 康哲委員

入札制度というのは、本当に試行錯誤で、これがベストだというのはなかなか見出せないところだと思うので、この四日市にあった、そのときにあった入札制度に、ぜひつくり上げていっていただきたいと思うので、これは強く要望したいと思います。

早川新平委員長

森委員のほうから強く要望という声がありましたが、理事者のほうはそれに対して。

一言私からも、今、森委員がおっしゃったご意見というのは、現実にも、私も直面をしています。総合評価制度にそれが入るのかどうか。例えば、そういう苦情のあった業者さんなら、委員のほうからも意見がありましたけれども、ペナルティーなり、評価点をマイナスにするとか、事前に自治会を通じて、何月何日から工期をやりますと、ここの地区ですという回覧もないところ、それは、自治会としては、その業者さんから依頼があって、こういうふう公表する。それさえもなく、ある日急に始まっておったとか、そういう苦情は、私も目の当たりにしていますので、各地区でもやっぱりあるのかなと。それは、やっぱり業者の質というところで評価点に加味していかないかなという感じは受けるんですけども、どういうふうにお考えですか。

現実にあるんやわ。多分苦情が入っておると思うんですよ。各地区の自治会なりが、本来、普通その地域で作業をするのであれば、道路工事だけやなしに、配管であろうが何であろうが、事前に、大きければ大きいほど、スパンが長ければ長いほど回覧して公表しておると思うんですが、ないところが現実にあって、自治会、こんなのは知っているのかと言ったら、いや、全然知らないという現実もあります。そういったところを、こういう意見があって初めて事実があるのかなということ認識されると思うんだけど、意見がないと、スムーズにいつておるのかなと。

例えば、森委員がそういう意見を一つの例としてお話しされたと思うんです。だから、

やっぱりそれをつかんでいただかないと、総合評価制度とうたっておるんやったら、そこまでも踏まえての業者の質やと思うんやけどな。一考していただいて、強い要望という意見があったので、それを取り入れるような、苦情があったとか、現実にあるのやわ、地域では。自治会に聞くとよくわかると思うんやけど、お耳に入っていないのかどうかわかりませんけれども。

秦総務部長

今、森委員のほうから貴重なご提言をいただきました。

それで、今、課長のほうからも若干申し上げましたけれども、地域割りをもう少し細分化するという工夫や、工事を実施するときの要件として、若干その辺を取り入れられないかどうか、いわゆる周知の部分であったりとか、これは当然のことやと思うんですけれども、その辺がしっかりできるような工夫もちょっと考えていく必要があるなど。

ただ、課長も申し上げたように、一定の、やはり競争原理が働かないといけませんので、そのエリアの細分化というのがどこまでできるのか、少し工夫をさせていただきたいというふうに思います。

それと同時に、今、ちょっと渡辺課長のほうは、そういった苦情のほうは聞いていないということで申し上げたんですけれども、やはり、現場の意見もいろいろ聞かせていただいて、その辺もやっぱり把握していくことも調達サイドとしては必要というふうに思いますので、そういったこともさせていただきたいというふうに思います。

早川新平委員長

ありがとうございます。

現実問題、業者がやったことというのは、行政の代理でやってもらっておるんやで、業者に対しての苦情は、私たちには関係ないというわけにはいかんと思うんやわな。そういうふうによろしくお願いいたします。

藤井浩治委員

調達契約課が苦情を聞いていないというのは、原課は把握していると思うんですけれども、どういう、今、仕組みになっておるんですか、業者の苦情についての。

渡辺調達契約課長

今、ご指摘いただいた報告ルートと申しますか、そういうものについては、入札参加資格停止にかかわるようなものの中には、工事現場で事故と申しますか、そういうものの中にはございます。そういうものにつきましては、早急に、ルートがございまして、報告をするようにというのはございます。ただ、今、ご指摘のあった地元住民の方へのご迷惑とか、そういうもので、担当課のほうでの判断ということになってしまうのかわかりませんが、そのルートというのは、今現在は特にはないというのが現状でございます。

藤井浩治委員

先ほどの森委員のお話を聞いておると、事故以上にもっとたちの悪い業者だと思うんですよね。だから、法的に違反をしていないから調達に連絡がないというその制度は、これから見直して、変えていかなきゃいかんね。

それから、エリアの細分化、これは、もうぜひやっていただきたい。指名競争入札にしなくても、一般競争入札であっても、エリア区分をはっきりと設けて、地元業者は、やっぱり最優先にすることによって、そういった苦情も防げるわけですよ。

それから、また後の機会にお話をしようと思っておったんですけども、やはり地元業者育成という観点から市内業者をメインにやっていく、指導していく方法というのもぜひ考えてもらわなきゃいけないし、あわせて、そういった地区での細かい、細分化した地元業者を優先的に使うような仕組みも考えていってほしいと思うんですよ。

もう一つ、あわせて、現在の入札方法で、抽せん率がもう82%まで高くなってきていますので、これはぜひ、あと1回ぐらいあるのか、この休会中の勉強会で、皆さんで知恵を出し合いながら改善していかなきゃいかんと思うんですが、その中で、各市の事例を詳しく調べていただきました。これ、本当に参考になりましたんですが、もう少し資料としてつくってもらわないかんね。ぜひ取り入れたいというのも、今聞いていてありましたので、もう少しはっきりわかりやすい資料づくりをお願いしたい。

前段の部分、ちょっと答弁をください。

秦総務部長

まず、先ほどの森委員のご質問ともちょっと重複すると思いますが、一定の競争原理を担保する中で、エリアの細分化については検討してまいりたいというふうに思っ

おりますし、市内業者の育成に向けた工夫ということでご指摘をいただきましたけれども、これについては、今現在、市内業者への発注という意味では、土木工事でいいますと、ラインを2億円という形で引かせていただいております。

それに対して、この前新聞報道がございました、愛知県刈谷市でしたかね。4億円でそれを引き上げたと、以前の数字はちょっと把握しておりませんが、4億円まで市内業者に発注するというようなことが行われた経緯がございます。

そういうものを含めて、工事の安全性とか、あるいは確実性とかいうことも十分に考慮しながら、市内業者への発注の方式について工夫させていただいて、それが少しでも市内業者の育成、あるいは経済効果があるということになるように制度を見直していきたいというふうに、今、考えております。

早川新平委員長

よろしいですか。

中川雅晶委員

ほとんど言っていたいたんですが、さっきの関連でいくと、入札後の評価、システムであったりとか、チェックのシステムであったりとか、それは原課も含めて、どういうふうにちゃんと質を担保して工事がなされたかということ、チェックシステムというのを、任せ切りじゃなくて、やっぱり確立していなければ、さっきのような問題というのはやっぱり起こるのかなと思いますので、あわせて、議長が言われたように、市内業者を育成するところの観点からも、そういうのも、原課とあわせて、ぜひ確立いただくようお願いをしたいと思います。

それと、今度は入札というところでいくと、先ほど課長のほうからる説明をいただいて、やっぱり現行の制度の一番は、最低制限価格が、ソフトもでき上がっていて、ほとんどそこに集中して、異常なほど抽せんが多いというところで、それを是正しようと思ったら、低入札価格調査制度を導入していくという方向性しかないんですというか、だから、ほぼそれでいいんですよというようなご提案に聞こえたんですけども、となると、ここに低入札価格調査制度を導入していこうとなると、やっぱりその積算の妥当性を調査するところが課題やとなりましたけど、その調査をというか、精査をする能力がこちらにあるか、ないかというところにかかってくると思うんですが、その課題と、ほかにもっ

とこういう課題があるんだとかというのがあれば、もしくは、調べてもらった各市町村ではこういう価格ですけれども、ほかに制度があれば、ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

渡辺調達契約課長

そのほかにというお話になりますと、ちょっと難しいところがあるんですが、今回、調べさせていただいた中でちょっと感じたのは、低入札価格調査制度というのは、基本的には、ラインを引いて、それを下回ると調査をするということになります。そうしますと、どこまででも下にいってしまうという可能性もございます。ですから、その下にもう一つ失格基準というものを設けるとい、実態としては、もしそうやるのであればそういうお話になろうかと思えます。

実際に私もやっている総合評価方式のやり方がそのまま行くのかなというイメージです。そういうことになりますと、業者さんは、その下のラインにまた張りつくんじゃないかと。これ、他市でも同じようなことが起こっていますので、せっかく制度を変えても、今の業者さんの動きといいますか、入札の状況を見ますと、いってしまいそうな雰囲気を私は感じています。

そうすると、今度、落札率がかなり下がってしまいます。変動型で、中には50%に近いような落札もあったと聞いていますが、それで、平均で70%ということでございます。それ以外も80%を超えているわけですが、これがだんだん70%の方向へ向かっていくんではないかというような気がします。失格基準を設ければ、ある程度のラインというのはできますので、例えば、それが75%であれば75%ではとまりますけれども、下がっていくのはまず間違いのないんじゃないかなと。それがまたいいのかという、またそういうお話にもなるのかなというような気がします。

私の実感としましては、四日市の業者さんはすごく勉強してみえます。ですから、こちらの制度に対しまして、対処法といいますか、すごく勉強されます。いかに自分のところがとれるようにどう考えたらいいかということも一生懸命考えられますし、その結果として、くじといいますのは、極端に40社の方が並ぶようなくじもございます。2社の方が並ぶくじもございます。これ、同じ1件でございますので、率としては同じように上がっていくということになると、今、40社のくじなのが10社ぐらいに減るといのもあるかわかりませんが、くじ自体が減る、くじの落札が減るといのは、なかなか画期的なものとい

うのはちょっと見出しにくいなのというのが私の正直なところなんです。

ちょっと申し上げますと、業者さんにちょこちょこと、なかなか一般競争ですと業者さんにお会いする機会もないんですけれども、どうと聞くと、見積もりもせんような業者がとっていくのは納得がいかとまず言われます。見積もりをされます。競争が激しいものですから、最低制限価格に、現実はりついてしまいます。そこにいかないと落札できるチャンスがないものですから、積算はするから、できるものは積極的に情報を公開してくれというふうに業者さんは言われます。

ある業者さんは、得意な分野があれば、そこは言わんでいいとか、それぞれの我田引水のところがありますので、いろいろお話がございましてけれども、それで、それぞれ努力をされて、その結果としてくじが起こっている、その結果が問題視されておるわけですが、例えば、他市なんかで、ちょっと率を掛けるとかいうふうな形で、最終の業者さんの落札の状況を見たときに、札がばらついてくじになっていないという形にすると、多分業者さんは、かなり怒るんじゃないかなというふうに私は思っています。今現在は、最終的にはくじになっておりますけれども、その場での、自分が知らないところのくじによって最終の最低制限価格といえますか、落札の金額が決められるわけですので、そうすると、ステージに乗れないという言い方をよくされるんですけれども、今のが定着していると思いませんが、状況を見ますと、それまでの違うところで率なんかを掛けちゃって、最後の札だけきれいにばらつくというのも余り、過去にも、二つ前にそういうやり方でやっていたので、業者さんサイドとしてはベストな状態とは評価されないんじゃないかなというふうに、私は今、感じています。

中川雅晶委員

それは、低入札価格調査制度を導入したとしても、そういう傾向になるということですか。

渡辺調達契約課長

低入札調査制度を導入するとなれば、業者さんは、もうそれで対応されると思います。それをどうこうというのは、多分言われなと思いますし、やっぱり市のスタンスの問題ですので、もうやるとなったらやるというふうになると思います。

ただ、どんどんどんどん下へ行ってしまおうという、これ、想定されますので、そうする

と線引きの話がまた出てくると思います。線引きをすると……。

中川雅晶委員

今の話みたいに。

渡辺調達契約課長

ということになると思います。

中川雅晶委員

なるほど。

じゃ、そうすると、またその不満があって、今のステージに乗るというのは、最低制限価格に乗って、とりあえずはくじの権利を得ることがステージに乗るという理解やと。

危惧をするのは、合法的談合になる可能性が、とりあえずステージに乗って順番回しかという可能性が出てくるんじゃないかなとかということもあたりとか、あと、もう一つは、総合評価方式をもう少し拡大していく。例えば、この総合評価方式を拡大していこうと思ったら、そのコストとか、労力とか、いろんな手間の問題がかかる可能性もあると思うんですけど、その辺の選択肢はどうですかね。

渡辺調達契約課長

今、ご指摘いただいたとおりでございます。このくじを回避しながら工事の品質を担保すると。なおかつ競争性を保つということになると、今現在の制度で申し上げますと、ご指摘の総合評価方式というのが最もいい制度だと私は認識しております。

ただ、一方でデメリットといいますか、ちょっと負担がかかる部分もございまして、ご指摘のような、まず時間がかかるというのが一つございます。それと、低入札価格調査制度を総合評価方式の場合は採用しておりますので、低入札になりますと調査がかかるというふうなものもございます。

それと、今現在抽出ですが、この平成24年度からは、ある一定金額、業種ごとにやっていくということで、各担当課は今、構えています。それをもっと金額を下げていくというのも当然選択肢としてございます。

平成22年度に一部、土木とか建築等、下位ランクといいますか、A、B、C、D云々というのがございますので、主にAの業者さんを対象にしているのが総合評価方式でございます。Bの業者さんも1回やったらどうかと、やりました。やったところ、やっぱりAの業者さんということになりますと、幅広いお仕事をしてございますので、こちらが発注した物件についての施工の実績とかいうのは、多少、それは持ってございますが、Bも、Cまで、もしいってしまうと、今回出どころの工事、その実績とか、そういうのが、得点的にも重要視をされますので、それがあ、なしで決まってしまうというのが、多分実態になろうかと思えます。そうすると、それ、会社のいろんな、障害者の方の雇用とか、いろんな点数もございますけれども、実績は、評点も若干大きいものですから、ある特定の業者さんに固まってしまうかないかなというふうな危惧はしております。他の発注の結果なんかを見ますと、そういうふうなところも、やっぱり小さな金額ほどそういうのがございました。

それで、平成22年度にも試行はやったんですが、とりあえず平成23年度、小さいランクは、その時点では取りやめました。これは、やってみないとわからない点もございますけれども、ただ、将来的には、ご指摘のように総合評価方式の枠といいますか、対象金額を下げ、少しでもそちらのほう、工事の品質、それから価格等の整合性の中で決まっていくような入札の方式を広く取り入れていくという方向は、私はそのとおりだと思いますが、なかなかそこへすべていくという部分については難しい。

土木でいいますと、実は、170件、昨年、土木工事の発注がございました。そのうち500万円未満が130件ございました。ほとんどが少額の土木工事ということでございまして、ここを何とかしないと、今回のくじということであれば、少額の土木工事のくじになっている実態を改善していかないと、なかなか、変な話、数字的にも向上していかない点がございます。ですから、総合評価はそこまでなかなか下がっていかないという現実もございますので、理論上といいますか、総合評価は確かにそのとおりなんです、一方でくじだけが残ってしまうという実態になってしまいますので、そのところの工夫をどうするかということ、私も今、考えさせていただいておるといのが実態でございます。

中川雅晶委員

総合評価方式も、金額だけではなくて、工事その工事の種類によって、僕は実績はよくわからないですけど、どこがやってもそう品質に差がないような工事と、やっぱり金額

ではなくても、できる業者、できない業者があるので、その辺の総合評価のくくり方とか、ガイドラインというの、またそういう、見直す必要があるのかなというふうに思いますのでという意見、また、私はこれでとりあえず。

早川新平委員長

1時間少々が経過しましたので、これで休憩を挟みたいと思います。再開は25分という形にさせていただきます。

それから、委員の皆さんちょっと。休会中、調査が終わってから、ちょっとお残りをいただきたいんですが。申しわけない、冒頭でちょっと言うのを忘れましたので、済みません。よろしくお願いします。

11:12 休憩

11:25 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開させていただきます。

冒頭でちょっとお話をさせていただきますけれども、先ほど秦部長のほうから刈谷市の例をお話されました。お手元に、これは建通新聞という業界紙で、ことしの4月10日に発行されたものです。部長のお話の中で、刈谷市では、市内本店だけに1億円から4億円の工事を発注するという例を配付させていただきました。

今、森委員のほうからもありましたけれども、いつも一回やるのという話ですけれども、予定させていただいているのが8月3日、金曜日、この日にちしかありませんので、午前10時から2回目の休会中の調査をとり行わせていただきます。休会中のこの入札制度の所管事務調査については、2回という形でさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

野呂泰治委員

入札制度ということで、休会中の勉強会ということなんですけれども、そもそも入札制

度というのは、いわゆる行政の仕事を一般の業者に発注する場合に、どういうやり方というか、どういう方法がええかということで、この方法がずっと過去からなされてきたと思います。

時代によって、どんどんやり方を見直すというか改善していかなければいけないと私は思っています。現在の、特にこういう土木工事に関する業界の実態を見てみると、以前は非常に仕事も多くて、業者も多くて、行政の発注する予算もそれ用にたくさんあって、また、いわゆる労働者というか、働いている人もたくさんおみえになりました。

けど、今の現実はどうかということ、全くそうじゃないわけですね。価格は安いわ、業者そのものも、いわゆる競争というか、弱い企業は倒れても仕方がないわという、そういう大変厳しい競争原理というか、そういうことによって、今度は働く人、そこで雇用が失われていくわけです。だから、先ほど来いろいろ言われておるような地元業者とか、あるいは価格についても、どういう価格がいいのかということで、いろんな価格の決め方についてやってみえると思うんですけども、単なる価格の決め方ばかりなんですね。もう中身、業者はどんなチェックというか、先ほど来、いろんな業種の仕事のやり方が、報告がありました。私も自分の近くでも、それはもう十分見ております。全く場違いの業者が来て、仕事をやって、普通であれば、もうそんなの2週間でする仕事を3カ月もかかっておるのやと。もう地元からブーイングですわ、はっきり言って。こんなことばかりやっておったんでは、四日市の仕事は一体どうなっておるんだというふうになるんです。

そういった件で、新総合ごみ処理施設でも27社中26の、ああいうグループが、同じような最低制限価格のような形になるというのは、はっきり言えば、ペーパーカンパニーでもできるわけです、実態は。ペーパーカンパニーが受けておいて、あと、全部下請というか、いろんな人をお願いしたら受けてくれる、仕事がないので。そういう受けてもらった人は、どういう人が仕事をしているのかという、それすらなかなかわからない。もう単なる発注したらええと。これじゃ、いかんわけですよ、やっぱり。最後まで、あるいは工事の、いわゆる検査ってありますわな。検査だけじゃないんですよ。工事の途中の実態がどうなっておるかということも、本当をいうと立ち会ってもらいたい。そういう制度があるかどうか、その辺、ちょっとようわかりませんが、もしそういうことがあったら、今の実態はどうなんです。単なるこれは入札制度、談合とか、いろいろこれは、過去にはそれはあったでしょう、今もあるかもわかりません。けど、そればかりじゃないと思うんですよ。四日市は四日市の仕事、いい仕事をやっぱりやらしてもらおう。

もう一つ言うと、最低標準価格そのもの、皆さん方がしっかりと、この仕事はこのぐらいの金額は要るんだということを、市役所自身が、この仕事はこれだけぐらいは要るんだなということを皆さんが知っているかどうか。ほとんどコンサルに任せているような状態じゃないかと、この辺も、私はちょっと疑問に思うんですわ。その辺、どうなんです、総合的に。たくさん言いましたけれども、その辺ちょっと、簡単に二、三教えてください。

渡辺調達契約課長

まず、雇用の確保というご指摘がございました。それはもう、ご指摘のとおりでございます。特に建設業は、基幹産業という言い方もございますし、すごくすそ野の広い業態でございますので、建設業の影響というのはかなり大きいというのは、私どももそういうふうな認識はございます。

そのいろいろお話がございしますが、私も発注に当たりましては、いろんな条件をつけさせていただいております。例えば、土木工事ですと、ランクというのが一つございます。工事完成高というのもございます。技術者の確保という視点もございます。こちらのほうの部分を、言い方は悪いですけど、クリアしないと、工事には参加はできませんというのは、毎工事ごと、先ほどの公告文にありましたような、工事完成高は幾ら以上じゃないとだめですよというのはございます。これは掲示後審査というのが、県の知事許可の業者さんですと、三重県知事の掲示後審査というのが受けられまして、それぞれの業種に基づいていろんな資料を出されて、経営状況とか、技術者の方の人数とか、もちろん元請、それから下請、それらの工事の完成高、これは、いろんな数字を掛けあわせまして、要は数的なものが出されております。そこに工事完成高というのもございます。それらの、客観的なものを私どもが採用させていただいて、そのラインを、一般競争入札といいましても、どなたでもいいというわけじゃございませんので、建設業の許可があって、研修を受けてみえて、工事完成高があって、技術者がみえて、最低この条件はございます。その中でもいろんな業者さんがおみえになると、2週間も3カ月になっておるということでご指摘がございました。現場、現場によりまして、河川なんかの場合ですと、今のような時期と、湧水期等、いろんな時期によっても、当然工事の手順は違います。災害が起こった後の対応ということになりますと、やはり時間がかかってしまうというふうなものも中にはございます。それらの中で、各担当課のほうで設計をきっちり組みながらその辺はやっているというふうに、私は考えてはおるんです。

それと、積算に対しまして、コンサル業者のほうで出しておいていただいて、なかなかその中身について、私どもの技術者自身が十分把握していないのではないかとご指摘もございました。

今現在、私どもも、積算につきましては、システムが導入されておまして、特に土木につきましては、通称サイディーンと呼んでおりますが、こちらのほうの積算システムにのっとりまして、すべて積算をしているというのが実態でございまして、これは、職員がすべてやっております。ですから、外といいますか、コンサル業者に個別案件ごとの工事の積算を外注しているというものはございません。設計をつくるとか、当然そういう部分についての外部の業者さんの技術力を借りるというものはございますけれども、最終の金額の積算という部分については、私ども職員が、すべてそういうコンピューターを使いながらやっているというのが実態でございます。

そのような中でも、地元の対策と、これ、森委員からもご指摘があったようなことでございますけれども、地元の住民の方のために工事はやるということでございます。社会資本の整備ということでございますので、それは、地元の方にとって、不平といいますか、不満があるということであれば、本末転倒ということでございますので、そのところは当然、監督職員も初め、安全対策も行いますし、そのところは十分やっていかなくちゃいけないというふうに認識はしております。

以上でございます。

野呂泰治委員

価格のこともそうなんですけれども、例えば、その部署に一級建築士とか、そういった資格を持っている人が何人かみえるわけですね。これ、人事の問題にも入ってくるんですけど、だから、もっと極端なことをいうと、資格を持っている方がほかの課へ移ったり、人事異動もあるでしょうけど、もう少し、いわゆる専門的な知識を持った方は、専門的な部署にやっぱりおってもらわなあかん。いてもらうことによって、その部門が余計強くなるんですよ。3年たつとかわってしまうという言い方は悪いですけども、それは、仕事って3年や5年でわかりませんよ。医者でもそうですよ、10年たってもわかりませんよ。仕事ってそんなものなんです。やればやるほど、専門的になればなるほど、非常にいろんなことが経験できて、そして、いろんな細部のことがわかって、よりきめ細かいい仕事ができるんですよ。わかったときにかわっていってしまう。しかも、専門的な知識を持つ

て、一生懸命になって仕事をしようとして来てもらっているのに、それがほかの部署へ移って
いってしまうと、これは大変、ちょっとその辺は疑問に思いますね。民間はそんなことは
しませんよ。ただ、言われるのは、長いことおったら、そこで癒着して、談合になって、
もう仕事がマンネリ化してしまつてと、これはいけませんよ。それは組織の中で活性化す
る、違う方法があるはずですよ、それは。

だから、病院なんかそうですよ。担当がやったら、担当のところからかわれませんか、
その部署からは。余計、今、細分化になっていますやんか。昔は、何でも兼務しながらや
っていましたが、時代は変わってきているんですよ。だから、だんだん技術が高度化す
ればするほど、そういったことがあれになるから、その点はやっぱり、今後ひとつ検討し
てもらいたいと強く申し上げておきます。

それと、もう一点。森委員もおっしゃってみえたけど、地元の業者、議長も言ってみえ
たけど、例えば、僕は聞いたんですけど、桑名市なんかやったら、入札するとき1番目
に優先するのは、地元業者から。まず、エリアにこの業者がいるかどうか。あるいは、四
日市の業者が入っているかどうか。まずそれを見て、そして、それを少し優先的に配慮す
るというふうな制度を桑名市はとっていると聞いていましたわ。一遍調べてもらいたいと
思いますけど、だから、もうちょっと地元に着した、はっきりしたそういう制度を、何
もそういう仕事をやっておってできない業者がみえれば、あるいは、自分のところより、
はるかに技術的に高い大きな仕事があったら、自分のところができやんというのであれば、
どんな業者でも、それは、私のところは技術がないで、できやんで仕方がないわというこ
とになるんですけど、目の前にあってもそうでないようなことがあるから、やっぱりそう
いったいろんな疑問点が出てくるんですわ。その点、一遍、もう一言だけ答えてください。
時間も余りありませんので。

秦総務部長

まず、先にご質問をいただいた専門職の配置の仕方という点についてお答えしたいと思
います。

これは、もう議員がご指摘のとおり、専門性というのは、十分にこれ、各部門で必要が
ございますので、それには十分に配慮して、配置をしている面はございますけれども、一
方で、これも委員、ご指摘いただいたように、マンネリ化であるとか、あるいは癒着であ
るとかという問題も、これ、発生しかねないという状況もございますので、その辺、十分に

うまくバランスをとりながら配置をしていきたいというふうに思っておりますし、特に専門の技術が必要な現場におきましては、やはりキーマンというのはどうしても必要でございます。ある程度、これは、長くなっても配置を続けると、残すということも配慮しております。その辺の職員の配置上の問題も十分に考慮しながら、今後も専門性を十分に発揮できるような体制をとっていきたいというふうに思います。これが1点でございます。

それと、地元業者への配慮という点でございますけれども、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、この新聞記事にありますように、刈谷市については、範囲をある程度広げて、地元を優先して発注しようという試みでございます。前ほど申し上げましたけれども、やはり工事の安定的な完成というか、安全性というものも十分考慮した上で、これは、ある程度広げる余地は十分あるのかなというふうに私どもも思っておりますので、前ほどの森委員のほうにお答えした、ある程度細かいものについては、エリアを意識した発注の仕方であるとか、あるいは、ある程度大きな部分については、その地元業者の選択の範囲というのも、若干広げることは、これは必要だというふうに思っておりますので、鋭意、見直しをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

野呂泰治委員

結構です。

渡辺調達契約課長

指名業者さんへの発注というご指摘がございました。私どもも発注に当たりまして、一般競争入札でございますので、条件をあげさせていただいておりますが、基本的に市内業者さんが外れるというのは、まずございません。ただ、いろんな業種がございますので、市内業者さんだけでは対応できる業者さんが少ないというふうなものが見込まれる場合に、競争性を確保するために、例えば四日市市内を、今度は三重県、そして三重県内をもうちょっと広げていくと。そういうふうな考え方を持っております。

平成23年度の結果で申し上げますと、建設工事だと521件だったと思いますが、そのうち、市内業者さんが受注されたのが496件という、件数ベースでいくと、おおよそ95%ということでございます。

私どもとしましては、市内業者さんに出すのが地元優先ということで、これは当然のことと考えておりました、あとは競争性をどうやって担保するかという中での条件づけをどうやってしていくかということを考えながら発注させていただいておるとというのが実態でございます。

野呂泰治委員

もう一点だけ。

市内業者で、そうやっていってもらおうというのは結構なんですけれども、件数ばかりじゃなくて、どこの地区ではどの業者が入っているとか、そこまで。もっと極端なことで、ある建設会社の前のところの仕事を、全然違ったエリアの方が来ている。地域は地域で、競争も大事ですけれども、だけど、500万円とかそんな金額であれば、そこまで競争するだけの金額のものかとなるんです。だから、一番地元でよく知っている方は、できるだけそういうところの工事をすれば、何かがあったときにはずっと早くやってくれるわけですね。だから、それでおくれていってしまったり何かがあるのね。問題があったときにも、その中で解決できるんです。だから、件数ばかりじゃなくて、先ほど言っているエリア別で、やっぱりもう少し見直すというか、そういう形で対応していったほうが、業界というか、やっぱりいいんじゃないかなと思いますので、ちょっと申し上げておきます。

笹岡秀太郎委員

重なったらごめんなさい。

平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されて、それを受けて、四日市市もいろいろと動いていただいて、この表を見ておると、平成20年度に総合評価方式の試行だわね。それまで、これ、時間が随分かかっておるんやけど、この法律の施行目的は、当然ながら公共工事の品質低下を防ぐためという大きな目的があると思うんやけど、当然品質低下ということは、市民サービスの低下につながってくることなんやけど、この時間をかけておるということは、これ、スピード感が全然ないなという気がするんやけど、その辺の自己評価をちょっとしてくれる。これぐらいどうしてもかかるんやというのを言うていただければいいけど。

渡辺調達契約課長

今ご指摘いただきました、いわゆる品確法という点でございますが、ご指摘のとおり、平成17年でございます。品確法の中を見ますと、短い条文でございますけれども、ご指摘のように、品質の確保をなさいということで、総合評価方式を適用しなさいということが中心になってございます。

実は、この総合評価方式と申し上げますのは、それまで価格による自動落札方式、これがずっとございました。平成11年に、地方自治法施行令が改正になりまして、ご指摘の総合評価方式という部分の条文が加わりました。その加わったときに、国においても、当然関係省令が加わっているんですけども、国が、それを受けまして、平成11年から試行を始めました。試行といいましても、かなり範囲の狭い内容だったと記憶しているんですが、国が一応始めたということで、その時点で、県は何もやっていませんでした。ずっとそれが続きまして、この平成17年を迎えたということでございまして、国は、この平成17年の品確法をもとに本格実施をするというふうにスタンスを組みました。

それを受けて、国のほうから、県も一生懸命それをやりなさいというふうな話が来ました。三重県においては、平成16年だったと思うんですけども、平成16年から試行を始めました。最初は、どうしても金額の大きなものから始めまして、だんだん、今現在は下がってきておりますが、今現在も三重県は試行という中でこの制度を採用しているということでございます。

私も四日市市でございますけれども、そういう流れの中で、三重県が平成16年だったと思いますけれども、やる中で、県からも、各市町に対してこういう方式の採用というお話がございまして、総合評価方式といいましても、いろいろ内容、先ほど評価項目、若干ご紹介をしましたがけれども、あれが、市町といたしますか、発注者によって、内容が正直ばらばらでございまして、それぞれが、逆の言い方をすると、特徴を持った内容になっています。四日市の一つの特徴といたしますと、地元施工率というのがございまして、地元施工率が80%以上というのが一つの項目でございます。これが可能であるということであれば、すぐ加点がされるというのがございます。それらの項目について、内容的にどういうものを取り入れていくのが四日市にとって一番いいのかということも検討させていただいて、それを受けまして、平成20年からやらせていただいたということでございます。

もう一つ、先ほど来もいろんな制度が改正するたびに、検討委員会とかいろいろ立ち上げをさせていただきました。その中の、たしか資料編の2ページの一番上にございます入札契約制度等改善検討委員会の設置というのがございます。この中身は、主題は、地域補

正についてどうするか。それから、その最低制限価格、これについてのあり方をどうするか、それも希望価格制度を導入というのがございますけれども、これらについて議論をいただいた後に、私ども、総合評価方式を取り入れていく上に当たりまして、それもあわせて検討いただいたということで報告をいただいております。その報告をいただいて、平成24年度から試行させていただいたと。これらの経緯を踏まえまして、私も平成20年度からさせていただいたというのが実態でございます。

笹岡秀太郎委員

実態はわかったけれども、それで、今これ、平成20年度から取り組んで、平成23年度試行工事として、抽出を行って、土木工事をやって、資料7という形で提示してもらったけど、四日市の公共工事の率から見ると全体の率からいくと何%になるの。

渡辺調達契約課長

1%でございます。

笹岡秀太郎委員

平成23年度からこの流れで出てきておるけど、本年度は、この資料3ページで見ると、総合評価方式対象工事基準を作成して、その基準に基づいて試行しますとなっているけど、これは今年度からの試行のガイドラインになるの。

そうすると、これを導入することによって、今の1%を何%にしていこうという目標はあるの。

渡辺調達契約課長

全体の件数がちょっとはっきり把握できませんので、パーセントは難しいんですが、件数ベースで申し上げますと、昨年5件でした。本年度は14件から15件ぐらいを想定しております。

笹岡秀太郎委員

本年度は14から15件ね。

それと、この平成20年に示されたガイドライン、資料6の10ページからやね。これ、今

の説明で見ると、平成20年度から取り組んでまいりましたという案内があるけど、この日付が平成24年6月やけど、最新版やろうと理解するんだけど、平成20年から平成24年に至る、これの見直しというのは、これ、議会にも示されているのか。そのままいっておるのやろうか。もう恐らく制度をあげてきておると思うんやけど、その都度、そういう報告があったかな。余り記憶にないんやけどな。

渡辺調達契約課長

ご指摘の報告はさせていただいていないと思います。ただ、総合評価方式を導入するに当たりまして、議会のほうからご指摘いただいたのが、行政は往々にしてやりっ放しになるというご指摘の中から、終わりました後に、その内容について評価をなさいと。改善の部分も含めて、そういうご指摘をちょうだいしまして、事後評価委員会というのを組織してございます。これは、ちょっと総合評価方式に特化した内容でございますので、国、県、それから三重県建設技術センターとか、そういうところの職員の方、実際携わってみえる方、それぞれやり方も違いますので、そういう方たちを委員にお願いしまして、毎年度、終わった後、春先、4月か5月ぐらいにかけまして、1年間の総括をするということでございます。その総括をいただいた内容で、新年度に向けて取り組めるものというものについては、毎年度、このガイドラインを6月、もしくは7月ぐらいにやっているんですけども、そこに反映をさせていくということでさせてはいただいておりますが、議会に対してのご報告というのは、多分させていただいていないというのが実態でございます。

笹岡秀太郎委員

ある程度制度をあげていくんやったら、議会も一緒に情報を共有したほうがいいんじゃないかなという気がするんですが、共有させていく方向性はお考えがあるのか、ないのか。事務的に大変なら、概略報告ぐらいなことでもいいのかなと思います。

秦総務部長

先ほど申し上げた事後評価委員会の検討の内容も含めまして、今後、報告の冊子というような形で、議会にもお示しをさせていただきたいというふうに思います。

笹岡秀太郎委員

ありがとうございます。結構です。

川村高司委員

そもそも今、入札の問題は何であるというのをどういうふうにとらえてみえるのか、ちょっと端的に。今何が問題になっているのか、端的にもう一言で。

渡辺調達契約課長

端的で申し上げますと、業者さんの決定方式がくじになっているという部分でございます。

川村高司委員

その対策としては、総合評価方式が一番の解決策という。

渡辺調達契約課長

ご指摘のとおりでございますが、すべての案件について総合評価方式を導入することは、事務的にも、ちょっとそこは不可能であるというふうには考えております。

川村高司委員

プロポーザル方式というのはいないですか。

渡辺調達契約課長

建設工事においては、それはしておりません。

川村高司委員

なぜ建設工事にプロポーザル方式は採用していないんですか。

渡辺調達契約課長

総合評価方式の中で、相手方にいろいろ、技術力というんですか、いろんな工夫を求めものがございまして、その部分が、今、ご指摘の部分になっているのかなと思うんで

すけれども、プロポーザル方式という形の建設工事というのは、私の理解では、地方自治法施行令の中では範疇外というふうに考えております。

川村高司委員

その範疇外の理由がわからないんですけれども。なぜ範疇外なのか。

渡辺調達契約課長

地方自治法施行令には、自動落札方式というのが原則というふうに簡単にうたってございます。金額で決めなさいとうたってございます。その中で、契約の履行が確実になされないおそれがあるときは、こういう方式がありますというのは、その次にうたわれております。それが、一つは最低制限価格方式でございます。あわせて、低入札価格調査方式もそれに当てはまるということ。

川村高司委員

汎用品みたいな、例えば車であったり、テレビであったり、そういうものは値段で決めていただければいいと思うんですけれども、それこそ施工工事とか、専門性が上がるというものに関しては、基本、無知はコスト高を生むというのは根本じゃないですか。解決策は、専門性を上げるしかないんです。専門性を上げることが一番適正化の早道であって、それはなしで議論とか、だから、私、役所の中の、技術現場をいろいろ確認させていただきましたけど、逆に、業者のほうからプロポーザルで提案されても、理解できる知識がないというのが回答なんですよ。問題はそこなんじゃないですか。だから、20億円を超えるようなやつもくじ引きになって、なので、職員さんはプロではないんですかね。逆に、プロは目指さない人事方針なのか。

辻総務部次長

辻でございます。

当然、職員は行政のプロであり、技術のプロでございます。その辺で養成していかないかんと思っております。例えば、先ほど野呂委員さんからもお話がございましたけれども、建築であれば、約50人の職員がおります。約半数は一級建築士を持ってございます。そのあたりは、もう十分プロとして活躍して、それ相応で養成していかなければならないと思

っておりますし、配置上も、先ほど部長が申しあげましたように、特に団塊の世代が退職して、人数も非常にスリムになっていますので、そのあたりの配置の、個別具体に見て、年数だけで配置をしておるといような状況ではなくなってきてございます。

川村高司委員

資格を持っている、持っていないというのは一つの目安かもしれませんが、本来、技術的な仕事をするのに、資格なんて、どっちかという関係ない部分であって、要は発注する側がわからないということが一番問題で、じゃ、自分のマイホームを買うのにとか、車を買うのに情報収集をするじゃないですか。そういう努力はなしで、さいころを振って決めましょうというふうにししか聞こえてこないですよ。なので、ほかの市町がどうやっているとか、そんなのはどうでもよくて、短期的な問題解決のためには必要ですよ。そういうのは必要なんですけど、もっと抜本的な解決策というのをも考えていかないと、ほかの市町がこうだから、それはあくまでも参考情報であって、四日市市として、いかに少ない経費で最大の効果を生むかということが入札の目的でもあるんですよ。そこから逸脱していくような方向にあってはまずいし、本来の目的を見失ってしまって、だから、総合評価方式でやっているんだ、いいんだみたいなのはちょっと違うなと思って。

なので、地元というお話もありましたけど、地元であれば顔が見えるので、安全性が担保される部分はあると思うんですけど、それに技術力、能力、だから、地産地消、食べものも一緒に、地元だったら安全かと、イコールにはならないと思うんです。それを判断できる専門性がないと、評価できないじゃないですか。そこを、入札のあり方を議論するときに、長期的な解決策として問題提起なりしていかないと、今は短期的な問題解決で提案していただいているという認識は持っていますけど、よろしく願います。

以上です。

芳野正英副委員長

先ほど野呂委員の指摘もあった、その検査室の働きの、ちょっと答弁がなかったかなと思います。これ、課長よりは部長か次長に答えていただければと思うんですけど、今の検査室での公共工事の検査は、やっぱり品質を重視されているところだと思うし、もちろんそれがすべてなんだろうと思うんですけど。先ほど森委員がおっしゃっていたような、周辺環境の配慮とかというのは、もともと要求されていない水準なんですけど、そういうクレ

ームがあったときの、原課からのクレームがあったときに検査室に反映できているのか。それによって、入札の基準にどう評価をしていけるのかという点があって、例えば、優良表彰の方はポイントアップになりますけど、そういう不良業者じゃないですけど、そういう部分の業者のポイントは下がってこない、同等になっているという部分も、ランクづけの部分で出しておるのかもしれないですけど、その辺の検査の基準というのがどういう感じになっておるのか。3日ぐらいに、もしよければ、何か知りたいなと思っていたんですけど。

秦総務部長

申しわけございません。きょうはちょっと検査監が出席をしておりませんので、詳細なお答えは3日にさせていただきたいと思っておりますけれども、今、ご指摘のございました工事の評価なんですけれども、結果を見るというのは、これは最終的な評価でございますけれども、結果だけでなく、工事の途中での、工事のやり方を含めた、例えば交通への配慮、あるいは、地元の住民の皆さんへの配慮といったものも評価の対象にしておるといふうに聞いておりますので、その辺の部分で、先ほど森委員の言われたような不良業者については、成績は当然下がってくるのかなというふうに思っておりますが、仕組みについては、3日にもう少しきちんとお話をさせていただきたいと思っております。

早川新平委員長

よろしいですか。

芳野正英副委員長

はい。

早川新平委員長

ぜひともよろしく願いいたします。

森 康哲委員

前の制度の変動型のときに議論したことなんですけれども、上下水道局と本庁扱いの計画変更、例えば、金額が途中で変更になったとか、工期が変更になったとか、そういう議

論をしたと思うんですけれども、この平成22年からどういうふうに変更が、下がったのか、また上がったのか。

例えば、上下水道局がやると、最初の落札の金額、工期、何らかの変更が95%されておるんです。それはかなり問題じゃないかという議論を、以前したと思うので、今回、現行制度でどれぐらいのパーセンテージで何らかの変更があるのかどうか。数字をちょっと教えていただきたいと思います。

早川新平委員長

資料請求、提出できればというより、出していただきたいということで、今、理解できなければ聞いていただければ、森委員のほうに。

わかりました。

渡辺調達契約課長

わかりました。

早川新平委員長

じゃ、資料請求がありましたので、次回、よろしく願いいたします。

時間になりましたので、本日はこの程度にさせていただきたいと思っていますけれども、冒頭、森委員のほうからありました、今、最後に副委員長のほうからもありましたけれども、総合評価制度をやっているのであれば、きめ細かい評価、ポイントがないやないかと。例えば、苦情がある業者さんに関して、例えば、役所のほうにお客様苦情係とか、そこへ来たやつが、担当のところに届いておるかということも確認して、多分届いていないと思うんやけどな、きょうのお話を伺っていたら。そこもちょっと、特に公共事業とか、道路、自分のところの前でやっておるとか、自治会からの苦情とか、そういったものがあれば、やっぱり僕は加味をしていかないかなのかなと。それがどれぐらいあったのかなということもわかれば、3日に教えていただきたいと思います。

笹岡秀太郎委員

もう一件よろしい。

総合評価ガイドラインの21ページの苦情申し立てというところがあるんやけど、この制

度を導入して、どういう内容があったかというのを、資料としてまた示していただければ。

早川新平委員長

資料編の21ページの一番下のところの苦情申し立てというところですよ。

よろしいですか。

渡辺調達契約課長

はい。

早川新平委員長

お願いします。

野呂泰治委員

先ほど資料請求とほかの方が言われたもので、私も、さっき市内業者、平成23年度521件があって、496件が市内業者ということですけども、細かく、もしどこの地区でという、エリア別でよろしいから、出せるかどうか。大変難しいやろうけれども、こういう資料があれば。

渡辺調達契約課長

工事場所がどこかという意味でしょうか。

野呂泰治委員

例えば、富田地区でどこの地区の業者がやっているかという。

渡辺調達契約課長

努力させていただきます。

早川新平委員長

要は比較表でしょう、野呂委員がおっしゃるのは、ここをやっておったのはどこの業者がしているかという。

どこかの場所を抽出してきて、それ、無理やでね、全部は。だから、抽出されて。

野呂泰治委員

よろしく。

早川新平委員長

よろしいでしょうか。できる限り、そういう資料請求がありましたので、よろしく願
いいたします。

じゃ、本日はありがとうございました。これで終わります。お疲れさまでした。

済みません、委員の皆さん。もう手短にいけますけれども、先日、議運のほうで出席さ
れておった方は大体ご理解されていると思うんですけども、議会報告会、シティ・ミー
ティングについて、総務常任委員会としてこのままでええのか、それとも、今度、どうい
うふうにやっていったほうがいいのかというご意見があれば、お伺いしたいという形なん
です。

お手元に配付をして、先日の7月4日の塩浜のヘルスプラザのアンケート結果を事務局
がまとめていただきました。私も見せていただきましたけど、総じて市民の方は高評価を
していただいたかなという気持ちで見せてもらいましたけれども、今後、議会報告会、並
びにシティ・ミーティングを行っていく上で、さらにこうしたらもっとよくなるんじやな
いかとか、例えば、資料の作り方一つにしても、あるいは運営の方法にしても、こうや
ってやったほうがいいんじゃないかというご意見を伺いたいんですが。

野呂泰治委員

前回、同じ場所へ行ったんですけども、総務常任委員会の方、非常に今回、来ていた
だいた方も非常に数も多かったし、本当にもう、中身の議論というか、いろんなことにつ
いては非常に中身があったで、大変よかったなと思って。私は、比較をするのは何ですけ
ど、よかったなと思って帰ったんですけども、今後、恐らく私として思うのは、議会報
告会はともかくとして、シティ・ミーティングですわ。その地区で話題になっているとか、
今度変わっていくわけですかね。それと、今、四日市市が抱えているいろんな問題、そん
なことについて関心事が、市民にこれは伝えなきゃならん。それが総務常任委員会ですも
ので、その自分たちの所管外のことの中でというと大変難しい問題、制約されるもので、

委員会の中では、できるだけそういった地域に密着したというか、あるいは、今話題になっているようなそういう問題も一つの提案として、やっぱり掲げて、前もってみんなに言っておいたらどうかと、こんなふうに思う。

一つごとの参加人数が、これからもずっとやっていくと、恐らくもうマンネリ化になって減っていくと思うんです、はっきり言って、実態は。だから、その辺のことも思って、どうかと思います。意見ですけどね。

笹岡秀太郎委員

議会報告会、これは当然ながら、委員会別でやって、私は非常にいいなと思うんですが、シティ・ミーティングって、そもそもの本来の目的は、市民のさまざまな方々に我々議会が出向いて行って、議論を重ねていくという方向性だったと思っています。今の方向性は、どうやら地区別にシティ・ミーティングが行われておって、今、委員が言われたように、そういう方向性になってきておる。例えば、我々がシティ・ミーティングを始めたころは、例えば、四日市にある工業高校の生徒の皆さんと、四日市のいわゆるそういう実業高校のあり方についてとか、産業にどうやって生かしていくかというそういう議論をしたり、あるいは、四日市大学へ出向いて行って学生の意見を聞いたり、そういう一つの方向性があったんですが、その方向性が、もうこの委員会別にシティ・ミーティングを開くことによってつぶされてしまったなど。やはり、当初の方向性というのは、例えば、野呂委員が言われるように、テーマをきっちり絞って、例えば高齢者対策というのであれば、高齢者のいらっしゃる多くのところへ出向いて行って意見を聞くなり、あるいは、それを支えるところへ我々が意見を聞きに行くというのも一つのシティ・ミーティングの方向性ではなかったのかなと。個人的にはやはり、そういう意味でいうと、シティ・ミーティングの切れ味がそがれたなという思いがあります。意見として申し伝えます。

早川新平委員長

今の意見は、確かに笹岡委員が議長をされておったときぐらいかな。シティ・ミーティングといっているんなところへ出向いたり、ご意見を聞くと。僕は去年、これで4回、1年回ってきたんですけども、シティ・ミーティングというよりは要望会という感じが否めない。このアンケートの結果の中でも一番最後に出ておったように、地域地域に関して、塩浜へ行ったら、塩浜の要望であるし、例えば、下野のほうへ行ったら、下野の要望

だけという形に、協議になってくるというふうに私も思っておるんですね。ですから、今後、総務常任委員会としてはこういう意見があるという形で、機会があれば、委員長して発言もさせていただきますし、当然議会運営委員会のほうでも問題になってくる話題だというふうに思っています。

笹岡秀太郎委員

厳しい言い方をするならば、議会報告会のその他の事項でシティ・ミーティングが扱われるというような、今の取り扱いやね。だから、シティ・ミーティングという名前は使わんほうがええかなと、議会報告会で、その他の事項、地域の要望を聞くよと。思い切りそうやって発想を変えたほうがいいのかもわからん。

もしシティ・ミーティングを続けるのであれば、本来の目的をもう一度しっかりと洗い直して、やっぱりシティ・ミーティングの妙味というか、切れ味というのを生かしてもらえるとありがたいなという気がするので、意見として伝えます。

早川新平委員長

確かに私もそう思うところがあって、今、議会報告会が2部制になっていて、前段で議会報告会ですと。後段でシティ・ミーティングですと。議題を決めて、防災というのが非常に多くて、1年間やってきたという経緯があるんですが、次回から開催場所も変わっていくということで、広く市民にということ、これはいいことかなと思うんですけども、根本のあり方、今、笹岡委員がおっしゃったようなところがあるのかな。

野呂泰治委員

1点ですけど、参加していただく市民の方、もう年代によっても違うし、また、若い方、それから職業とか、いろんな方がおみえになりますので、もっと言うと、そういう方々が本当に四日市の市政について、広報なんですけど、どれだけ知ってみえるかと、非常にいろいろ問題点があると思うので、余り詳しいこと、専門的なことを言っても、恐らくいろいろあるので、ここだけは我々議員としては伝えていかないかなと。行政は行政で伝えているんだけど、ちょっとその辺のニアミスというか、すれ違いもあるけど、我々議会としては、こういうことだけは報告せなあかん。どうやろうということを打ち解けてするのもいいんじゃないかなと。余りかたくなってもいかんかと、こんなふうに思う

んですけど。

早川新平委員長

現実論として、今、最初に野呂委員がおっしゃった、たくさんの方に来ていただきたいという、僕はこれ、ぶっちゃけた話、そんなにふえてこないと思います、今までの1年間やってきて。そうすると、笹岡委員がおっしゃったように、そこへ出向いていけば、若い人たちにもそういう機会が得られるという方法は一つあると思うんですよ。1年回って、4回の結果がほとんど近かったからとか、参加人数でも、多分、40代以上かな。裏面に書いてあると思うんですけども、50代、70代というところで、そういう時間的に余裕がある方しか来られないというのも現状やし、これは、どこで開催しても必ずあると思います。休日開催にしようが、平日開催にしようが。そういうあり方があると思っています。

今、いただいたご意見は、議運なんかのところで発言の機会があれば、申し述べたいと思います。

それから、もう一点。

この後段のシティ・ミーティングで出された市民意見の反映方法について、どうなんだろうなど。先日も、一遍塩浜へ来てくれと、一つの例として出させてもらって、これ、出されたらいかんのも、また言いっ放しかということになるので、その一つのテーマとして出させていただきましたけれども、シティ・ミーティングで出された市民意見の反映方法、どういうふうにやったら、参加していただいた方々の要望なりというところ、例えば、理事者等からこういう声があったと、当然、もう言っているんですけど、どういうふうにするのが一番スムーズにいくのかなという考えがあれば、聞かせてください。今までやと、言いっ放し、聞きっ放しと、またこれ言われるし、現実。だから、そういったところで、委員会としてどうなんだろうなど、僕はそれしか言えないと思います。あるいは、自分の個人の見解でもあれば、こうしたらもっと段差というか、ギャップが埋めていかれるのかなというご意見があれば聞かせていただきたいんですが。

もうこれはフリートークでいいですから。

笹岡秀太郎委員

基本的に委員会別で議会報告会をやっておるのやから、シティ・ミーティングをそれにあわせてやっているという流れで理解すると、今後の委員会で、さまざまに出た意見をこ

こへ乗せて、ああいう話やったけどどうなんだという討論をすればいいんじゃないですか。その場を持ちましたよということをもって、一つきっちり市民意見を反映したことになるし、当然ながら、委員会報告の中でもそういう場を持ったというふうなことをすれば、生かされてもくるしね。

中川雅晶委員

この間の議会運営委員会のときも、そういう政策形成サイクル、会津若松市議会のようなものの提案がありましたけれども、会津若松市は、ランダムにチームを組んでいるんなところへ行っているので、いろんなところへ聞きにいきますから、それを政策にどういうふうにサイクルに乗せていく、政策立案をするのか、所管事務調査をするのか、単に議論のテーマというのかということにも、もまなきゃいけないので、そういうサイクルという。僕はもう、常任委員会で回っているというところで、ある程度、所管が若干ちょっと違うというところもある。ただ、でも聞いてきたことを、政策に上げようと思ったら、その政策立案サイクルというのがあるのかなとは思いますが。ここだけで完結しない、多部局にわたるとか、大きいものであれば、そういうことは必要なのかなと思います。

あと、先ほど笹岡委員も言われたように、シティ・ミーティングのすみ分けという部分も、やっぱりしていかなきゃいけないのかなと思います。広く意見を聞く、シティ・ミーティングとか、どこかに絞ってとかということもありますし。ただ、議会報告会の中で、今回、ちょっと地区別でいくのも一つですし、それから、広くというのも一つですし、また、分野別、もっとポイントを絞って、そういう特定の団体であったりとかというのを分野別にいくというのも一つですし、固定化しないということが一番大切なのかなと僕は思います。

それと、4回をやってきて、同じような市民の方が、塩浜やったら、意見交換は市民の方がなれていますけれども、最初のころよりも何でも言いつ放しよりも、ちょっとは変わってきたのかなと思うんですけど、ただ、この先いくと、ほかの委員会の委員長も言っていましたけれども、まだ総務常任委員会はたくさん来られていますけど、ほかのところは、もう本当にひどい下降線をたどっているし、多分二部構成で、このままの状態で行っていたら、緩やかに下降していくというか、もうじり貧で、あってもなくてもいいような議会報告会になる可能性があるので、そうさせないためには、少なくとも、例えばシティ・ミーティングという名前がどうかもしれないですけど、二部構成の二部のほう、意見交換

をすると、意見を聞くというところは、テーマを決めているのであれば、少なくとも委員会の中で議論をして、論点整理をして進めていくという努力は、こちらのほうがしなきゃならんのではないかなとこの間、議会運営委員会で申し上げました。

野呂泰治委員

議会基本条例の中にも、いわゆる市民への情報公開と。それから、市民との協働とか、それから、議員間討議の活性化ということがうたわれていますので、要は、市民の声をいかに取り上げて、そして、それを政策、予算にやっていくかというのが我々の仕事であるので、市民と逆のような予算の決め方をしておったのではいかんということがそもそもだと思いますから、だから、いろんなことを聞いてきたけど、今回は7月4日に塩浜でこういうふうに皆さんと話し合いをしましたけど、こういう点はこのように行政のほうに反映をさせるように努力しています、やっていますということが一つでも二つでも積み重なっていくような努力はやっぱりしていくべきだと。

いずれにしても、行政のほうからこういうことが来たのを皆さん方は知っていますかという、いや、市長が言っておったんだけど、我々は知らなかったこと、随分ありますからね。これはやっぱり、またしっかりと当局のほうともよく情報交換もしていかないかんと思いますので、それは大事やと思いますけどね。そう思います。

中川雅晶委員

今、地域に来いと言われたからって、行かないかんということはないと思います。僕らやっぱり市議会議員なので、塩浜の自治会の役員ではないですから、そんなのに一々引っ張られていたら、地区別にやれないですから、やっぱり地区の人も、そんな自分のところばかりじゃなくて、そういう現状もあるけれども、市政としてどうやっていくのかということであれば、いい話し合いになると思うんです。

もちろん現場を知らなきゃいけないのは当然ですし、この中で、やっぱりちょっと現場を見なきゃいけないという、議論の上でそう一致するんだったら見にいかなきゃいけないけど、来いよと言われて、はいはいと出かけていったら、本当にそれはそれで全然違う話だと思います。

早川新平委員長

どなたか、あと。

川村高司委員

今回、総務常任委員会が多かったんですか。ほかは少なかったんですか。

早川新平委員長

裏に人数があると思う。

芳野正英副委員長

これ、総務だけなんですよ。

ほかは11名とか。

都市・環境常任委員会は13人とか。

早川新平委員長

特に身内がおって、本当の実質の市民の方は十二、三という話やったけど。

笹岡秀太郎委員

念のために、シティ・ミーティングに従来、こういう方式じゃなかったときは、10人とか20人とかいう数じゃなかったと思うんやけど。

早川新平委員長

四日市大学も行きましたよね。

笹岡秀太郎委員

集めやすいこともあるし、目的を持ってくるから集まりやすい。

早川新平委員長

四大に行きましたよね、僕たち、1期生のときはたしか。こっちから出かけて行ってやったという。

川村高司委員

総務常任委員会が多かったというよりは、自宅から近いというのが……。

早川新平委員長

間違いない。

川村高司委員

塩浜の人が熱心だということ。

早川新平委員長

そのとらえ方。おっしゃるとおり。

自治会長なんかは、ほとんどの方がそれやでさ。だから、そういう方しかやっぱり出づらいというのもあるんやわな。それは、じゃ、女性の方なんて、あんな夕飯どきに出られへんで。若い、まして子供さんがおったりとか。

中川雅晶委員

分野別になれば、時間設定をして、こちらで時間を合わせて。

早川新平委員長

だから、それはシティ・ミーティングでいくのか、議会報告会でいくのかというのは、また議運のほうで話があるやろうと思うんやけど、総務常任委員会のほうとしては、こうやってこういう場をいただいたことに本当に感謝をいたしますということによろしいですか、そんなところで。

ありがとうございました。

最後に、皆さんにお手元にこれ、視察の件で事務局のほうで全部準備をしていただきました。行程表、それから、武雄市と熊本市の概要という形で書いてあります。切符、また確認をしておいてください。事務局がしていただいたということでもありますけれども、確認をしておいてください。

原議会事務局主事

切符としましては、JRのほうなんですけれども、名古屋、熊本の往復の乗車券がございます。乗車券としましては、あと、新鳥栖から武雄温泉までの、これも行きと帰り、往復でございます。JRの乗車券としては以上4枚です。あと、特急券は、行きの名古屋から博多、それと、博多から熊本の新幹線の特急券、この2種類が1枚の特急券になっています。

それと、2日目の熊本から新鳥栖までの九州新幹線の特急券、これが1枚、それと、新鳥栖から武雄温泉までの特急みどりの特急券がございます。

それで、3日目、27日なんですけど、武雄温泉から博多までの特急みどりの特急券、それと、博多から名古屋までののぞみの特急券があると思います。あと、近鉄は、四日市、名古屋の7月25日と7月27日の特急券と乗車券がそれぞれございまして、近鉄の、ちょっと大き目になっているんですけれども、それが合計、特急券、乗車券を合わせて4枚あると思います。

以上が内容です。

早川新平委員長

今、説明してもらいましたけど、これ、9枚あると思います。プラス近鉄ということですね。

それから、この行程表をちょっと見ていただきたいんですが、お昼なんです。どうしても車中とかいう形になるので、現金をお渡しして、自分で駅弁なり何なり買っていただきたいということをお願いします。もう、済みません、好きなものを買ってください。事務局に準備させるというのはちょっと難しいで、好きなものを買っていただきたいということです。

あとは、もう行程表どおりで、懇親会は初日、熊本でさせていただきます。というのは、2日目、武雄ではそういうところは非常にないということと、それから、ビジネスホテルが武雄も非常に少ないということで初日にさせていただきました。

もう2日目以降は全部自由と、昼食に関しては、3日間とも個人で調達してください。

以上です。

原議会事務局主事

封筒の中に行政視察の開催通知も同封させていただいておるかと思うんですが、7月25

日、当日なんですが、朝10時に近鉄四日市駅の南改札口付近にお集まりいただきたいと思
います。それで、もし乗りかえなんかで改札を出るのが難しいという場合は、乗車する10
時9分発の特急の乗車口付近にお集まりいただければと思いますので、よろしく願いま
す。

ちなみに、一たん改札を出ずに、ホームで待っているという方が、この時点でわかって
みえればちょっとお教えいただけると。

わかりました。

早川新平委員長

ネクタイはなし、ネクタイは自由です。僕はもうそういう形で。上着は自由でいいと思
います。それは常識の範囲で、一応視察やで、四日市市議会として行くので、サンダルで、
短パンでというのは、常識の範囲で。お願いします。

どうぞ。

川村高司委員

私の認識が間違いでなければ、熊本市って、一番最近に中核市になった……。

早川新平委員長

政令市。もう一つ上になった。

川村高司委員

そういうのに変わることによって、何がどう変わったかとか、そういうのを参考までに。
格が上がることによって、その行政として、実際どういうのがとかというもの。

原議会事務局主事

今、こちらから視察を依頼しているのが、コールセンターの関係ということでして、ち
よっとそこで、そのコールセンターのほうの担当の方にご説明いただくのと、視察先も、
市役所ではなくて、コールセンターの現地視察という形になりますので、ちょっとその辺
については今回は。

笹岡秀太郎委員

何度か、政令指定都市への移行に関する視察も会派視察で行っているんだけど、行政視察も行っているし、会派視察も行っているから、その資料を、またここでそろおうので。

早川新平委員長

きょう、さっきもちょっと見ておいたら、2万6000人、熊本市で避難勧告。だから、これ、2週間後なので、行ったらお見舞いも、冒頭言わんなんのかなとは思っておるのやけど。

原議会事務局主事

今のところ、具体的に河川がはんらんしたとか、そういう情報というのはいないんですけども、もし何か大きな被害が出て、視察の受け入れが難しいということになったり、あるいは、交通の事情なんかで行くことが難しいということになれば、またそのときは正副委員長とご相談した上で皆さんに変更なり、周知させていただきたいと思いますので。

早川新平委員長

きょうはちょっとごった返しておるので、まだ2週間はあるので、それは当然、事務局のほうも連絡を入れていただくとお思います。

本当にありがたいことで、和やかで闊達な議論もいただいていますので、助け合いながらよろしく願いいたします。余り事務局には無理を言わんようにということで、これは委員長からのお願いやでね。

ありがとうございました。

12 : 28 閉議